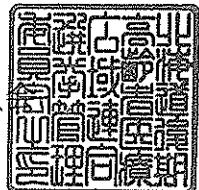


北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第7号

平成19年3月29日現在における地方自治法第291条の6第1項の規定による請求権を有する者の総数の50分の1並びに同項及び同条第2項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成19年4月13日

北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会



記

請求権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	92, 964
3分の1の数	841, 366